

役員・監査役・班長・委員選出規則

第1条 総則

この規則は、川西市清和台自治会の役員・監査役・班長・特別委員会の委員の選出について定め、その選出を円滑に遂行することを目的とする。

第2条 役員を選出

会長は、清和台全地域の中から原則として隔年に1回、改選の年の3月15日までに、第12条に規定する役員選挙管理委員会(以下選挙管理委員会)あてに届出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとし、総会の承認を得て決定する。ただし、公職選挙法により選出されている者は会長に立候補することはできない。候補者多数の場合は、総会において選挙により選出するものとする。候補者がいない場合は、総会において出席者の中から、互選により選出する。互選の方法は、総会においてその都度、多数決をもって決定する。また、会長は副会長・理事・会計・班長を兼務することができない

2. 副会長は、第1地区(東1・2丁目)、第2地区(西1・2丁目)、第3地区(東3・4・5丁目)、第4地区(西3・4・5丁目)からそれぞれ1名ずつ、原則として改選の年の3月15日までに、選挙管理委員会に届け出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとする。なお、第5地区(住宅団地区)の候補者は住宅団地管理組合が推せんするものを立候補者とし、総会の承認を得て決定する。候補者多数の場合は、総会において選挙により選出するものとする。候補者がいない場合は、選出地区にかかわらず、全地域から選出することができる。それでも選出できない場合は、総会または総会の付託を得た役員会において、その選出を要する特定地区の現任理事、新任理事(予定者)の中から互選により選出する。ただし、副会長は、理事・会計・班長を兼任することができな

い。

3. 理事は、毎年3月15日までに、一定地区(以下ブロックという)内に居住する一般会員の互選により1名を選出し、総会の承認を得て決定するが、第5地区は、10名以内として別に定める。ブロックの大きさの基準と構成地域見直しおよび理事選出免除については、別に定める。
4. 会計は、毎年1回3月15日までに、会長が一般会員の中から指名により選出し、役員会の承認を得て決定する。
5. 特別委員会の委員長は、必要の都度会長が一般会員の中から指名により選出し、役員会の承認を得て決定する。
6. 第1項および第2項の規定に従って、会長、若しくは、副会長を互選により選出した結果生じる役員、若しくは、班長の欠員については当該規定に従って追選する。追選された理事・会計は、その追選が総会の日以後に行われた場合役員会の承認をもって総会の承認にかえることができる。

第3条 監査役を選出

監査役は、清和台全地域の中から、毎年1回3月15日までに、選挙管理委員会に届け出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとし、総会の承認を得て決定する。候補者多数の場合は、総会において選挙により決定する。候補者がなく、または候補者数が必要員数に充たざる場合は、その選出を役員会に委嘱して決定する。ただし、監査役は、役員を兼務することができない。

第4条 各部推進委員を選出

各部推進委員は、必要の都度、役員会が選出し、役員会が委嘱して決定する。

第5条 班長の選出

班長は、その班に居住する一般会員の中から1名を、毎年3月15日および9月15日までにその班により選出する。班の大きさの基準と構成地域見直しおよび班長選出免除につ

いては、別に定める。

第6条 特別委員の選出

特別委員会の委員は、必要の都度、清和台全地域の一般会員の中から、役員会が選出し、役員会が委嘱して決定する。

第7条 役員 of 補充選出

年度途中において役員に欠員が生じたときは、以下の規定に従い補充選出する。

2. 会長に欠員が生じたときは、現任役員 of 互選により選出し、その氏名を広報その他の手段により一般会員に速やかに公告し、後述 of 異議なき場合は役員会 of 承認をもって決定する。また一般会員5分の1以上による異議内容を明記した異議申し立てがあるときは、臨時総会で選出する。なお、後任が決定するまで、総務所管 of 副会長が会長代理として会務を代行する。
3. 副会長に欠員が生じたときは、当該副会長 of 選出地区に所属する理事の中から、会長が指名して選出し、その氏名を広報その他の手段により一般会員に速やかに公告し、後述 of 異議なき場合は役員会 of 承認をもって決定する。また一般会員5分の1以上による異議内容を明記した異議申し立てがあるときは、臨時総会で選出する。
4. 理事に欠員が生じたときは、当該理事 of 選出ブロック of 一般会員の中から、第2条第3項に準じて選出し、役員会 of 承認をもって回覧その他の手段によりブロック内一般会員に速やかに公告する。
5. 会計に欠員が生じたときは、一般会員の中から、第2条第4項に準じて選出し、役員会 of 承認をもって決定する。
6. 特別委員会委員長に欠員が生じたときは、一般会員の中から第2条第5項に準じて選出し、決定する。
7. 補充役員 of 任期は、前任役員 of 残任期間とする。

第8条 監査役 of 補充選出

年度途中において、監査役に欠員が生じ、2名未満となったときは、第3条に準じて

選出する。

2. 補充監査役 of 任期は、前任監査役 of 残任期間とする。

第9条 各部推進委員 of 補充選出

年度途中において、各部推進委員に欠員が生じたときは、この規則第4条に準じて選出し、決定する。

2. 補充委員 of 任期は、その他の委員 of 任期に準ずる。

第10条 班長 of 補充選出

年度途中において、班長に欠員が生じたときは、第5条に準じて選出し、決定する。

2. 補充班長 of 任期は、前任班長 of 残任期間とする。

第11条 特別委員 of 補充選出

年度途中において、特別委員会 of 委員に欠員が生じ特別委員会を維持しがたくなったときは、第6条に準じて選出し、決定する。

2. 補充委員 of 任期は、その他の委員 of 任期に準ずる。

第12条 役員選挙管理委員会 of 設置

役員選出に当たって、告示の前に役員選挙管理委員会を設置する。

第13条 役員選挙管理委員会 of 構成

委員長は自治会役員 of うち総務担当副会長が当たる。

2. 役員会において、副委員長2名を一般会員の中から選出する。

第14条 役員選挙管理委員会 of 職務

役員選挙管理委員会 of 職務は、次の通りとする。

① 役員選挙 of 公示

立候補受付締切 of 1ヶ月前を目途に役員選挙 of 公示を回覧等で行う。

② 立候補 of 受付

本規則に則り、立候補者 of 受付を行う。

③ 立候補者 of 公示

立候補者受付締切後に回覧等で立候補者 of 氏名等必要事項を公示する。

④ 総会構成有資格者の開示

立候補者から請求があった場合、総会構成有資格者の名簿を立候補者に開示しなければならない。

⑤ 役員選挙の実施

本規則に則り、役員選挙を行う。

⑥ 開票立会人の選出

役員選挙の開票に当たっては、一般会員の中から立候補者のそれぞれが推せんする各1名の開票立会人を選出する。

⑦ 役員選挙結果の一般会員への発表

役員選挙結果を回覧等で一般会員へ発表する。

第15条 規則の改廃

この規則の改廃手続は役員会の承認を経

て決議する。

第16条 付 則

この規則は、昭和47年4月1日より実施する。

昭和50年10月1日 改正・実施

昭和53年10月29日 改正

昭和54年4月1日 改正

平成元年4月15日 改正

平成11年4月18日 改正

平成15年4月20日 改正

平成15年10月19日 改正

平成18年4月19日 改正

平成22年3月21日 改正

平成25年4月21日 改正

令和3年10月29日 改正

令和7年4月20日 改正